サービスに要した費用の額とする。)の 100

分の90とする。

現行	改正案	備考
→ ○横浜市介護保険条例等施行規則	○横浜市介護保険条例等施行規則	
平成 12 年 3 月 31 日	平成 12 年 3 月 31 日	
規則第 44 号	規則第 44 号	
(第1条~第4条 省略)	(第1条~第4条 省略)	
(合議体の数及び委員の定数)	(合議体の数及び委員の定数)	
55条 介護保険法施行令(平成10年政令第	第 5 条 介護保険法施行令(平成 10 年政令第	横浜市介護
412号)第9条第1項に規定する合議体(以下	412号)第9条第1項に規定する合議体(以下	険条例改正
「合議体」という。)の数は、 <u>146</u> 以内とし、	「合議体」という。)の数は、 <u>180</u> 以内とし、	伴う合議体
会長がこれを定める。	会長がこれを定める。	数の見直し
合議体を構成する委員の定数は、5 人とす	2 合議体を構成する委員の定数は、5 人とす	
る。	る。	
(第6条~第18条 省略)	(第6条~第18条 省略)	
(特例給付の額)	(特例給付の額)	
等 19 条 法 <u>第 42 条第 2 項</u> に規定する市町村	第 19 条 法 <u>第 42 条第 3 項</u> に規定する市町村	介護保険法
が定める特例居宅介護サービス費の額は、	が定める特例居宅介護サービス費の額は、	正に伴う項レ
当該居宅サービス又はこれに相当するサー	当該居宅サービス又はこれに相当するサー	
ビスについて指定居宅サービスに要する費	ビスについて指定居宅サービスに要する費	
用の額の算定に関する基準(平成 12 年厚生	用の額の算定に関する基準(平成 12 年厚生	
省告示第 19 号)により算定した費用の額(そ	省告示第 19 号)により算定した費用の額(そ	
の額が現に当該居宅サービス又はこれに相	の額が現に当該居宅サービス又はこれに相	
当するサービスに要した費用(特定福祉用具	当するサービスに要した費用(特定福祉用具	
の購入に要した費用を除き、通所介護、通	の購入に要した費用を除き、通所介護、通	
所リハビリテーション、短期入所生活介護、	所リハビリテーション、短期入所生活介護、	
短期入所療養介護及び特定施設入所者生活	短期入所療養介護及び特定施設入所者生活	
介護並びにこれらに相当するサービスに要	介護並びにこれらに相当するサービスに要	
した費用については、食事の提供に要する	した費用については、食事の提供に要する	
費用、滞在に要する費用その他の日常生活に要する費用との他の日常生活	費用、滞在に要する費用その他の日常生活	
に要する費用として法施行規則第61条に規	に要する費用として法施行規則第61条に規	
定する費用を除く。)の額を超えるときは、	定する費用を除く。)の額を超えるときは、	
当該現に居宅サービス又はこれに相当する	当該現に居宅サービス又はこれに相当する	

サービスに要した費用の額とする。)の 100

分の90とする。

2 法第42条の3第2項に規定する市町村が 定める特例地域密着型介護サービス費の額 は、当該地域密着型サービスについて指定 地域密着型サービスに要する費用の額の算 定に関する基準(平成 18 年厚生労働省告示 第 126 号)により算定した費用の額(その額 が現に当該地域密着型サービスに要した費 用(認知症対応型通所介護、小規模多機能型 居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地 域密着型特定施設入居者生活介護及び地域 密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に 要した費用については、食事の提供に要す る費用、居住に要する費用その他の日常生 活に要する費用として法施行規則第65条の 3 に規定する費用を除く。)の額を超えると きは、当該現に地域密着型サービスに要し た費用の額とする。)の 100 分の 90 とする。

(第3項~第5項 省略)

6 法<u>第54条第2項</u>に規定する市町村が定め る特例介護予防サービス費の額は、当該介 護予防サービス又はこれに相当するサービ スについて指定介護予防サービスに要する 費用の額の算定に関する基準(平成 18 年厚 生労働省告示第127号)により算定した費用 の額(その額が現に当該介護予防サービス又 はこれに相当するサービスに要した費用(特 定介護予防福祉用具の購入に要した費用を 除き、介護予防通所介護、介護予防通所リ ハビリテーション、介護予防短期入所生活 介護、介護予防短期入所療養介護及び介護 予防特定施設入居者生活介護並びにこれら に相当するサービスに要した費用について は、食事の提供に要する費用、滞在に要す る費用その他の日常生活に要する費用とし て法施行規則第84条に規定する費用を除 く。)の額を超えるときは、当該現に介護予 防サービス又はこれに相当するサービスに 要した費用の額とする。)の 100 分の 90 と

2 法第42条の3第2項に規定する市町村が 定める特例地域密着型介護サービス費の額 は、当該地域密着型サービスについて指定 地域密着型サービスに要する費用の額の算 定に関する基準(平成 18 年厚生労働省告示 第 126 号)により算定した費用の額(その額 が現に当該地域密着型サービスに要した費 用(認知症対応型通所介護、小規模多機能型 居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地 域密着型特定施設入居者生活介護、地域密 着型介護老人福祉施設入所者生活介護及び 複合型サービスに要した費用については、 食事の提供に要する費用、居住に要する費 用その他の日常生活に要する費用として法 施行規則第65条の3に規定する費用を除 く。)の額を超えるときは、当該現に地域密 着型サービスに要した費用の額とする。)の 100分の90とする。

(第3項~第5項 省略)

6 法第54条第3項に規定する市町村が定め る特例介護予防サービス費の額は、当該介 護予防サービス又はこれに相当するサービ スについて指定介護予防サービスに要する 費用の額の算定に関する基準(平成 18 年厚 生労働省告示第127号)により算定した費用 の額(その額が現に当該介護予防サービス又 はこれに相当するサービスに要した費用(特 定介護予防福祉用具の購入に要した費用を 除き、介護予防通所介護、介護予防通所リ ハビリテーション、介護予防短期入所生活 介護、介護予防短期入所療養介護及び介護 予防特定施設入居者生活介護並びにこれら に相当するサービスに要した費用について は、食事の提供に要する費用、滞在に要す る費用その他の日常生活に要する費用とし て法施行規則第84条に規定する費用を除 く。)の額を超えるときは、当該現に介護予 防サービス又はこれに相当するサービスに 要した費用の額とする。)の 100 分の 90 と

介護保険法改 正に伴う新 サービスの追 加

介護保険法改 正に伴う項ズ レ する。

(第7項~第9項及び第20条~第24条 省略)

(保険者が行う調査)

第25条 市長又は区長は、法第23条、<u>第42</u> <u>条第3項</u>、第42条の3第3項、第45条第 8項、第47条第3項、第49条第3項、第 <u>54条第3項</u>、第54条の3第3項、第57条 第8項、第59条第3項、第76条第1項、 第78条の7第1項、第83条第1項、第90 条第1項、第100条第1項、第112条第1 <u>項</u>、第115条の7第1項、第115条の17 第1項、第115条の27第1項、第115条の 33第1項、<u>第202条</u>及び第203条に規定す る調査を行うときは、当該調査を行う当該 職員に横浜市介護保険検査証(第5号様式) を携帯させるものとする。

(以下 省略)

する。

(第7項~第9項及び第20条~第24条 省略)

(保険者が行う調査)

第25条 市長又は区長は、法第23条、第42 条第4項、第42条の3第3項、第45条第 8項、第47条第3項、第49条第3項、第 54条第4項、第54条の3第3項、第57条 第8項、第59条第3項、第76条第1項、 第78条の7第1項、第83条第1項、第90 条第1項、第100条第1項、第115条の7 第1項、第115条の17第1項、第115条の 27 第 1 項、第 115 条の 33 第 1 項、<u>第 202</u> 条第1項及び第203条並びに健康保険法等 の一部を改正する法律(平成18年法律第83 号) 附則第 130 条の2第1項の規定により なおその効力を有するものとされた同法第 26条の規定による改正前の法第112条第1 項に規定する調査を行うときは、当該調査 を行う当該職員に横浜市介護保険検査証(第 5号様式)を携帯させるものとする。

(以下 省略)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に交付されている この規則による改正前の横浜市介護保険条 例等施行規則第5号様式による横浜市介護 保険検査証及び第7号様式による横浜市介 護保険徴収職員証は、それぞれこの規則に よる改正後の横浜市介護保険条例等施行規 則第5号様式による横浜市介護保険検査証 介護保険法改正に伴う項ズ

第 112 条第 1 項の削除及び 旧法の規定を 明記

第 202 条該当 する項を規定

及び第7号様式による横浜市介護保険徴収 職員証とみなす。

第 5 号様式(第 25 条)

(表)						
		契				
		印				
	t	黄浜市	介護保	険検査	証	
	4	丰	月	目		発行
		写真		契	印	
	₹	黄浜市				印
	所職	属 名 名				

(A8)

(裏)

法第 23 条、<u>第 42 条第 3 項</u>、第 42 条の 3 第 3 項、第 45 条第 8 項、第 47 条第 3 項、第 49 条第 3 項、第 54 条第 3 項、第 54 条の 3 第 3 項、第 57 条第 8 項、第 59 条第 3 項、第 76 条第 1 項、第 78 条の 7 第 1 項、第 83 条第 1 項、第 90 条第 1 項、第 100 条第 1 項、第 112 条第 1 項、第 115 条の 7 第 1 項、第 115 系の 17 第 1 項、第 115 条の 27 第 1 項、第 115 条の 33 第 1 項、<u>第 202 条</u>及び第 203 条

(注意) この証<u>の有効期間は、発行の日</u>から3年とする。

(備考)

- 1 紙質は、厚紙とすること。
- 2 紙色は白、刷色は黒とすること。
- 3 写真の大きさは、縦3センチメートル、 横 2.4 センチメートルとすること。

第5号様式(第25条)

(表)						
		契				
		印				
横浜市介護保険検査証						
年 月 日 発行				発行		
		写真		契	印	
横浜市 印						印
	所職	属 名 名				

(A8)

(裏)

介護保険法第 23 条、第 42 条第 4 項、第 42 条の 3 第 3 項、第 45 条第 8 項、第 47 条第 3 項、第 49 条第 3 項、第 54 条第 4 項、第 54 条の 3 第 3 項、第 57 条第 8 項、第 59 条第 3 項、第 76 条第 1 項、第 78 条の 7 第 1 項、第 83 条第 1 項、第 90 条第 1 項、第 115 条の 17 第 1 項、第 115 条の 7 第 1 項、第 115 条の 17 第 1 項、第 115 条の 27 第 1 項、第 115 条の 13 第 1項、第 115 条の 27 第 1 項及び第 203 条並びに健康保険法等の一部を改正する法律(平成 18 年法律第 83 号)附則第 130 条の 2 第 1 項の規定によりなおその 効力を有するものとされた同法第 26 条 の規定による改正前の介護保険法第 112 条第 1 項

(注意) この証は、異動、退職等により、 上記に掲げる規定に規定する調査に関 する事務に従事する職員でなくなった ときは、必ず返還しなければならない。

(備考)

- 1 紙質は、厚紙とすること。
- 2 紙色は白、刷色は黒とすること。
- 3 写真の大きさは、縦3センチメートル、横2.4センチメートルとすること。

法名称の表示

介護保険法改 正に伴う項ズ

第 112 条第 1 項の削除及び 旧法の規定を 明記

証の取扱いを 明確化

第7号様式(第29条第2項)

(表)

		第			号
横浜市介護			養保険徴収職員証		
写真		所属 氏名			
	契	印	年	月	日生
		年	月		浜市 印 発行

(A8)

(裏)

- 1 この証は、介護保険料等の滞納処分に関する事務に従事の際、必ず携帯しな ければならない。
- 2 この証は、関係人の請求があった場合は、これを提示しなければならない。 3 この証は、他人に貸し、又は譲渡し
- てはならない。
 4 この証は、退職したときは、必ず返還しなければならない。
- 5 この証の有効期間は、発行の日から3 年と<u>する。</u>

(備考)

- 1 紙質は、厚紙とすること。
- 2 紙色は白、刷色は黒とすること。
- 3 写真の大きさは、縦3センチメートル、 横2.4 センチメートルとすること。

第7号様式(第29条第2項)

(表)

第					号
横沿	兵市介部	護保険徴収職員証			
		所属 氏名			
写真	_				
	契	印	年	月	日 生
					浜市 印
		年	月	日	発行

(A8)

(裏)

注意

- 1 この証は、介護保険料等の滞納処分に関する事務に従事の際、必ず携帯しな ければならない
- 2 この証は、関係人の請求があった場合は、これを提示しなければならない。 3 この証は、他人に貸し、又は譲渡し
- てはならない。 4 この証は、 4 この証は、異動、退職等により、介 護保険料の滞納処分に関する事務に従 事する職員でなくなったときは、必ず返 還しなければならない。

証の取扱いを 明確化

(備考)

- 1 紙質は、厚紙とすること。
- 2 紙色は白、刷色は黒とすること。
- 3 写真の大きさは、縦3センチメートル、 横 2.4 センチメートルとすること。